

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う審査基準及び処分基準の新設及び改定案について

平成21年11月24日
高知県警察本部生活安全部
生活安全企画課

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化等により、認知機能検査の導入、射撃技能講習の新設、年少射撃資格の認定制度等が講ぜられ銃砲刀剣類に係る事件事故等の防止が図られることとなった。

2 概要

審査基準について、技能講習修了証明書の書換等及び年少射撃資格の認定等に関し新設するとともに銃砲又は刀剣類の所持の許可等に関し改定を行い、処分基準について、認知症に係る指定医の診断書の提出命令等に関し新設するとともに許可猟銃に係る打刻命令等に関し改定を行うもの

3 施行期日

平成21年12月4日